

岡山市長 萩 原 誠 司 様

| | |
|---------|---------|
| 岡山市監査委員 | 服 部 輝 正 |
| 同 | 松 井 健 二 |
| 同 | 土 肥 啓 利 |
| 同 | 磯 野 昌 郎 |

公の施設の管理受託団体監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき，公の施設の管理受託団体監査を行ったので，同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

1 監査の対象（管理受託施設）及び範囲

財団法人岡山市公園協会 （六番川水の公園体育館）

平成 1 3 年度における公の施設の管理運営受託業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成 1 5 年 1 月 8 日から平成 1 5 年 2 月 2 8 日まで

3 監査の方法

前記団体の施設の管理に係る受託業務が，契約内容に沿って行われているかどうかを主眼とし，関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果，施設の管理に係る受託業務は契約内容に沿って適切に管理されており，また，事務処理についてはおおむね適正に処理されているものと認められた。

なお，改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は，記述を省略した。

団体の管理受託の概要は次のとおりである。

(財団法人 岡山市公園協会)

1 管理受託施設について

本法人は、平成11年10月1日から六番川水の公園体育館を岡山市から管理受託している。

2 管理受託業務の内容について

平成13年度における管理受託業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 六番川水の公園体育館の運営管理に関すること。
- (2) 有料公園施設使用許可申請に関すること。
- (3) 利用者からの使用料の徴収に関すること。
- (4) 徴収した使用料を岡山市指定金融機関、岡山市指定代理金融機関または岡山市収納代理金融機関に納付すること。

3 管理受託業務の執行状況について

平成13年度の岡山市からの管理受託金額は27,305,250円であり、委託料の受入れ状況は次のとおりである。

| | | |
|-------------|------------|----|
| 平成13年 5月 8日 | 7,250,000円 | 収入 |
| 平成13年 8月27日 | 7,250,000円 | 収入 |
| 平成13年11月27日 | 7,250,000円 | 収入 |
| 平成14年 5月 7日 | 5,555,250円 | 収入 |

なお、これらの委託料は精算して平成14年5月28日に501,621円を市へ返納している。

また、執行の主なものは運営委託料(清掃業務委託、昇降機設備保守点検業務委託、一般廃棄物撤去及び処理業務、設備管理業務委託など)、給与、諸手当、賃金、使用料及び賃借料、消耗品費である。